

畳類公正競争規約作成連絡会 第9回公正取引協議会検討委員会の概要

日 時：平成28年1月18日（月）13：00～14：50

場 所：農林水産省 共用第2会議室

出 席：関係団体

全国い生産団体連合会1名、全日本畳事業協同組合6名、全国い製品卸商業団体連合会1名、全国畳材料卸商組合連合会3名、全国畳産業振興会1名、全国畳材商社会1名、全日本 JIS 畳床工業協同組合1名、全日本 ISO 畳振興協議会5名

：オブザーバー

日本繊維板工業会、押出発泡ポリスチレン工業会、一般財団法人日本規格協会、東海機器工業株式会社、極東産機株式会社、経済産業省、農林水産省

議事概要：

1 協議会の組織・事務局について

- ・昨年3月の第9回幹事会の検討結果に従い、理事は連絡会主催8団体の代表や畳関連業界団体の代表、監事は畳製造機械メーカーの代表とする案とする。
- ・輸入業者、工業表製造業者についても、代表的な企業の代表に理事となつていただくよう打診する。
- ・協議会の組織としては、理事会の下に事務局、特定用語の検討等をする専門部会、各地域で相談・調査の対応等をする運営委員会、消費者・会員向けの情報発信等をする広報委員会を設ける案とする。
- ・運営委員会の委員は全日畳の地区代表の9名とし、その下に各都道府県の畳組合の支部代表を置く案とする。
- ・消費者からの相談の受付窓口として、協議会の事務局に専門の相談員を置くものとする。

2 協議会の業務内容について

- ・畳店の協議会への団体加盟及び個人加盟に関し議論を行った。
- ・協議会の加盟団体内の会員に関する事務のとりまとめは、基本的に各団体で行うものとする。
- ・既存の団体の非加盟業者に対する会員募集については、材料商等の各団体から募集の案内を配布することとするが、具体的な進め方や個人会員に関する事務のとりまとめ方法については今後検討するものとする。

3 公正マークの使用基準について

- ・会員証紙は畳本体に貼付する表示ラベルを意味するが、同証紙への公正マークの記載については消費者庁と相談の上、対応を検討するものとする。
- ・公正マークの使用基準については、今後検討する。

4 その他

- ・規約検討委員長から、規約案に関する消費者庁との調整状況として、昨年12月21日の消費者庁との打合せ及び1月14日の規約修正案の消費者庁への提出に関する報告があった。
- ・規約の主な修正点としては、畳店のその他の資格に関する定義の削除、商品説明書
・納入仕様書の必要表示事項を別表に整理、畳表・畳床の情報伝達事項を別表に整理、特定用語に関する規定の修正等。